資料№2	厚生消防常任委員会　所管事務報告資料 令和7年1月27日【子ども未来部 幼児保育課】

「こども誰でも通園制度」(乳児等通園支援事業)について

1. 事業内容

制度意義	こどもの発達状況に応じた遊びや生活の場を提供し、保育者等との関わりを通して保護者の子育てに対する喜びや自信につなげ、地域全体でこどもの育ちと子育てを支える
対象児童	未就園の0歳6カ月　～　満3歳未満のこども　※保護者の就労等の要件は問わない
実施場所	市内の教育・保育施設
開所日数・時間	実施にあたっては、各施設で開所する日数や曜日を検討し、時間帯や時間枠を設定 例)1回の利用を午前又は午後のみに区切り、2～4時間の利用時間の枠を設ける
利用時間	こども一人、月 10 時間まで
保護者負担	こども一人、1時間あたり300円程度
量の見込み	22名
実施方法 (3種類)	【一般型(在園児と合同)】 ・保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・専用スペースは設けず、在園児と合同 【一般型(専用室独立実施型)】 ・保育所等の定員とかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・在園児とは別の専用スペースを設ける 【余裕活用型】 ・保育所等で利用児童が定員に達していない場合に定員の範囲内で受け入れる方法 ・基本的に在園児と合同
設備基準概要 ※一般型の場合	●乳児室又はほふく室及び便所を設けること ●乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児 1 人につき、1.65 ㎡ ●ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児 1 人につき、3.3 ㎡ ●満2歳以上の幼児を利用させる事業所には、乳児等通園支援室又は遊戯室及び便所を設けること ●乳児等通園支援室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児 1 人につき、1.98 ㎡
職員基準概要 ※一般型の場合	●乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、事業所一につき2人を下ることはできない ●乳児等通園支援従事者は、専ら従事するものでなければならない
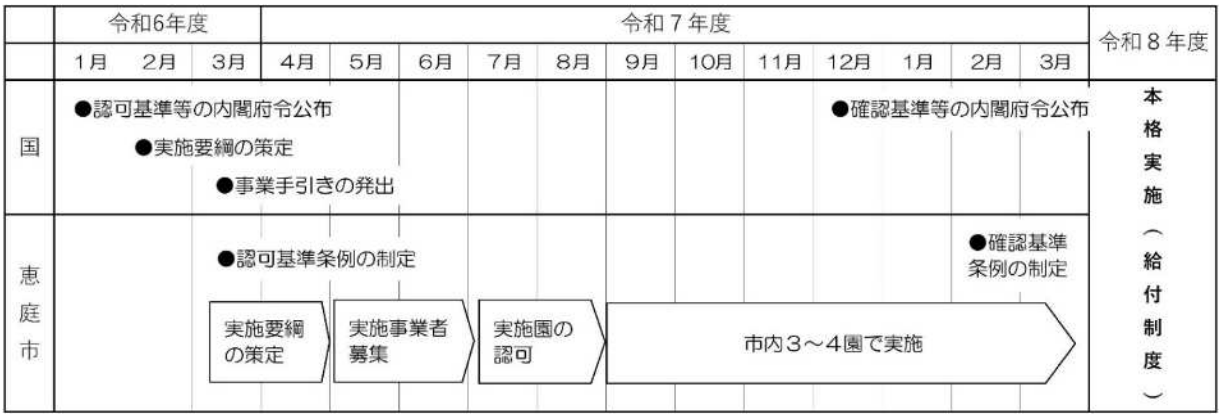
2.　制度化に向けたスケジュール